





SS活動通信 7月号

年間計画	4 月	未成年者飲酒·喫煙防止	7 月	未成年者飲酒·喫煙防止	10 月	防犯対策	1 月	未成年者飲酒·喫煙防止	
	5 月	SS 活動の再確認 8月		青少年健全育成	11 月	月 地域安全対策		防犯対策	
	6 月	防犯対策	9 月	防災・災害対策	12 月	防犯対策	3 月	地域安全対策	

徹底しましょう!「年齢確認」



お酒・たばこと成人向け雑誌

行動のポイント

<u>7月は「未成年者喫煙防止強化月間」です。</u>

<u>販売した従業員や経営者は処罰の対象になります!!</u>



◆お酒やたばこを未成年者に販売した場合

「販売した従業員」も最高50万円の罰金の対象になる事があります。

夏休みを迎え気持ちも緩みがちなこの時期は一層の注意が必要です。

年齢確認を毅然と行い、相手が引き下がらない場合は警察への通報も 辞さない対応をしましょう。

未成年者に「この店では買える」と思われないことが重要です!

【財務局(支局・沖縄総合事務局)より以下の要請がありました】

■未成年者へのたばご販売禁止について

- ○未成年者へのたばこ販売が発覚し、警察が事件として書類送致した場合は その後の処罰状況により「たばこ販売の営業停止」や「販売許可の取消し」 などの<mark>行政処分</mark>が行なわれることがあります。
- ○たばこを販売した<mark>被疑者</mark>には警察や検察による取調べが行なわれ その後の処罰状況により「<mark>犯罪者として前科が残ってしまう</mark>」ことがあります。 <対応のポイントとしては・・・>
- ・未成年者と思われるお客様がたばこを購入しようとしたら、<mark>年齢が確認できる証明書</mark>の提示を 求めましょう。
- 年齢確認ができる証明書の提示を断られたら、店長や他のスタッフを呼んで 複数人で対応しましょう。
- ・お使いでたばこを買いに来た子供にも、たばこは「販売できません」と断りましょう。
- ・未成年者はたばこを買うだけでは法律違反にはなりませんが 販売した者は法律違反になります。たばこを売ることを断る勇気を持ちましょう。





発行:2015年6月

